

第 2 1 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「第 4 3 条第 1 項第 1 号」を「第 4 3 条第 1 号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 障害者総合支援法第 5 条第 1 5 項に規定する就労定着支援に必要な施設

第 3 条第 2 項中「及び第 8 号」を「、第 7 号及び第 9 号」に改める。

第 4 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、同条第 9 号中「前条第 1 項第 8 号」を「前条第 1 項第 9 号」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 8 号中「前条第 1 項第 6 号」を「前条第 1 項第 7 号」に、「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「前条第 1 項第 7 号」を「前条第 1 項第 8 号」に、「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「前条第 1 項第 6 号」を「前条第 1 項第 7 号」に、「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 前条第 1 項第 6 号の施設における知的障がい者、身体障がい者及び発達障がい又は高次脳機能障がいによる精神障がい者に対する障害者総合支援法第 5 条第 1 5 項に規定する就労定着支援に関すること。

第6条各号列記以外の部分中「第8号」を「第9号」に改め、同条第6号中「第3条第1項第7号」を「第3条第1項第8号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第3条第1項第6号」を「第3条第1項第7号」に改め、同号ア中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改め、同号イ及びウ中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同号エ中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第3条第1項第6号に規定する施設

ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者

イ 知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けた者

ウ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者

第7条第1項中「第5号並びに第6号イ」を「第5号イ及びウ、第6号並びに第7号イ」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第5号ア並びに第6号イ」を「第5号イ及びウ、第6号ア並びに第7号イ」に改め、同項第1号中「第4条第2号、第3号、第4号及び第5号」を「第4条第2号から第6号まで」に改め、同項第2号中「第4条第6号」を「第4条第7号」に、「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同項第3号中「第4条第7号」を「第4条第8号」に改め、同項第4号中「第4条第8号」を「第4条第9号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。